

# 一関市観光宿泊施設応援事業

## 仕 様 書

この仕様書は、一関市（以下「市」という。）が実施する「一関市観光宿泊施設応援事業」（以下「本事業」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画提案者（以下「提案者」という。）の提案について、具体的な指針を示すものである。

### 1 事業の概要

#### (1) 目的

物価高騰等の影響により、国内旅行の需要が落ち込み、観光関連事業者の売上が減少していることから、市内宿泊施設の利用促進を図りながら、当市への旅行需要を喚起する。そのために、宿泊割引クーポンを発行し、観光客をはじめとした宿泊者の確保を促すことで、宿泊施設などの観光関連事業者支援に繋げることを目的とする。

また、宿泊割引クーポンの配布に併せて、戦略的に各種情報発信ツールを活用したプロモーションを実施し、年間を通じて当市を訪れる観光客の増加に繋げることを目的とする。

#### (2) 事業名称

一関市観光宿泊施設応援事業 一式

#### (3) 事業内容

##### ① 概要

宿泊割引クーポンの配布及びこれに付帯する一切の業務

##### ② 実施時期（想定）

次の期間において、宿泊料金の割引を実施する。ただし、提案者において、より効果的な実施時期が考えられる場合は提案事項とする。なお、実施時期については、各種事情による観光及び旅行需要の変化や、岩手県が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する「いわて旅割キャンペーン」の実施状況等を踏まえ、市と協議の上、決定すること。

#### 【第1弾】

ア 宿泊クーポン配布期間

令和8年7月1日から令和8年9月29日まで

イ 宿泊対象期間

令和8年7月1日チェックインから令和8年9月30日チェックアウトまで

#### 【第2弾】

ア 宿泊クーポン配布期間

令和8年10月1日から令和8年12月30日まで

イ 宿泊対象期間

令和8年10月1日チェックインから令和8年12月31日チェックアウトまで

クーポン配布については、行使上限数に達した場合はそこまでの期間とする。また、第2弾については、第1弾の実施結果を踏まえ、実施期間を変更する場合がある。

### ③ 割引金額及び原資配分

次の内容を想定しているが、より効果的な誘客に繋がるための設定や手法などがある場合は提案事項とする。また、各券種への原資の配分は提案事項とするが、設定と期待される効果を提示した上で、当市の特徴を踏まえ、客観的なデータに基づいた内容とすること。

なお、第1弾及び第2弾への原資配分は、それぞれ6,000千円ずつを想定しているが、第1弾において行使上限に達しなかった場合は、原資配分を変更するものとする。

券種（クーポン金額）	最低宿泊金額	最低利用大人人数
3,000円	6,000円	1人
6,000円	12,000円	2人
9,000円	18,000円	3人

### (4) 割引方法

オンライン旅行代理店 Online Travel Agent（以下「OTA」という。）を活用し、割引を実施するものとする。

### (5) 割引方法

提案者が選定したOTAを通じて予約される一関市内の対象宿泊施設宿泊プランに対して割引を適用させるものとする。

### (6) 割引クーポン適用に関する制限及び留意事項

- ① 販売開始前の既存予約は割引対象外とする。
- ② 交通付きの旅行商品は割引対象外とする。
- ③ 換金性の高い金券類（クオカードや商品券等）を含む宿泊プランは割引対象外とする。
- ④ 宿泊用の客室を利用しない利用開始時と利用終了時が同日となるプラン（日帰り入浴、食事のみのプラン等）は割引対象外とする。
- ⑤ 性風俗関連特殊営業を伴う商品は割引対象外とする。
- ⑥ OTAや宿泊施設、その他独自に発行する他のクーポンとの併用は妨げないものとする。
- ⑦ 対象宿泊施設の不正な手段による割引の利用が発覚した場合、割引の適用を取り消すとともに、当該事業者名や不正等の内容を公表する必要があることを事前周知する。

### (7) 業務内容

#### ① 問合せ対応業務

OTA利用者及び宿泊施設からの問合せ対応が可能な体制を構築すること。

問合せ内容は、必要に応じて適宜市へ報告すること。特にも、事業運営に支障を来す恐れのある重大なクレームやトラブル等が発生した場合は、速やかに報告し、市と協議の上、対応すること。

#### ② 対象宿泊施設の登録等業務

#### ア 対象宿泊施設の登録

本事業（業務）を速やかに開始できるよう、一関市内の宿泊施設に対して、事前説明の機会を設けるなどして、広く参加施設を募り、参加意向を確認した上で登録業務を行うこと。

#### イ 新規宿泊施設への登録支援

本事業の実施にあたって、OTA 未登録または活用が不十分な宿泊施設に対して、登録手続きやプラン販売の支援など、業務のサポートを適切に行うこと。なお、必要に応じて、現地での対面支援が可能な体制を構築すること。

### ③ プロモーション

#### ア OTA（WEB）プロモーション

OTA（WEB）サイト内に特集ページを開設するなど、当市への旅行需要の喚起を促す効果的な観光プロモーション手法を提案し、実施すること。

#### イ ターゲット及び情報発信仕様

提案にあたっては、想定されるターゲットや狙いを明確に設定すること。また、第2弾が開始するタイミングで季節が変わることから、季節感に合わせた情報発信の仕様に更新すること。

### ④ 販売状況の管理及び報告

宿泊クーポン利用者の属性（年代、居住地、利用人数など）を分析し、宿泊クーポンの行使状況や対象期間の販売状況などを集約して、毎月報告すること。

また、キャンセル時の宿泊クーポンの取扱い、未行使クーポンが発生しない工夫についても提案すること。

## (8) 事業の効果測定

次のとおり、本事業の実施による効果検証、分析を行うこと。

### ① 宿泊者等データシステムの活用

本事業の実施にあたっては、提案者側が所有する宿泊者等の実態が分かるデータシステム（以下「関連サービス」という。）を活用しながら、昨年同月比や指定期間の宿泊者数の増減が確認できる関連サービスのデータ情報を提供すること。また、関連サービスを活用して市場動向の変化などを確認し、定期的に報告すること。なお、関連データの提供にあたっては、関連サービスの導入支援を行うなど、必要に応じて市と連携して取り組むこと。

### ② アンケート調査の実施

対象宿泊施設と連携し、宿泊者アンケートを実施し、回収及び集計を行うこと。なお、調査項目等は、市と協議の上、決定すること。

### ③ 事業の分析

宿泊者等データシステム及びアンケート調査の回答を基に、市が今後取り組むべき施策やターゲットなどの提言を行うこと。

## (9) その他

① 本事業に必要な素材は、原則として提案者側で手配すること。

- ② 著作権処理をした写真・動画を使用すること。
- ③ 本事業を実施する上で必要となる関係各所との連絡調整は、原則として提案者側で行うこと。

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ① 市が契約する事業者（以下「受託者」という。）は、本事業の全部又は本事業の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本事業の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 市は、本事業（業務）の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ② 市は、上記（1）の②により受託者から委託を受けた者で本事業（業務）の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、市に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本事業は成果物の納品を目的とするものではないことから、制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則としてその全てが受託者から市に移転するものではない。ただし、成果物を本事業以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

### (4) 機密の保持

受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、本事業（業務）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）を遵守しなければならない。